

参 考

1. 水質汚濁に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目 名	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下

(備考) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値については、最高値とする。

海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

1-1 河川 (pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (-)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

- (備考) 1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする (湖沼もこれに準ずる)

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない程度

1-2 河川（全亜鉛）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

（備考） 基準値は、年間平均値とする。

2-1 湖沼（pH、COD、SS、DO、大腸菌群数）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

（備考） 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- （注）
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 - 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2-2 湖沼（窒素、磷）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 以下	0.1 以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2-3 湖沼（全亜鉛）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

- (備考) 基準値は、年間平均値とする。

3-1 海域（pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 以下	5 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 以下	2 以上	-	-

(備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3-2 海域（窒素、磷）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 以下	0.02 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3 以下	0.03 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6 以下	0.05 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3-3 海域（全亜鉛）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は 幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。

(3) 要監視項目および指針値

① 人の健康の保護に関する指針値

項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
オキシ銅	0.04 mg/L 以下
ジクロルボス	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
クロルニトロフェン	—
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
全マンガ	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

② 水生生物の保全に関する指針値

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/L 以下
		生物特 A	0.006 mg/L 以下
		生物 B	3 mg/L 以下
		生物特 B	3 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L 以下
		生物特 A	0.8 mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下
		生物 B	0.08 mg/L 以下
		生物特 B	0.01 mg/L 以下
	海域	生物 A	2 mg/L 以下
		生物特 A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/L 以下
		生物特 A	1 mg/L 以下
		生物 B	1 mg/L 以下
		生物特 B	1 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L 以下
		生物特 A	0.03 mg/L 以下

2 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

(1) 河川

(平成20年3月31日現在)

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成期間 (注)	指定年月日	環境基準地点
九 頭 竜 川 水 系	九頭竜川上流	石徹白川合流点から上流の水域	A A	イ	S47. 3. 31	九頭竜ダム
	九頭竜川中流	石徹白川合流点から日野川合流点 までの水域	A	ロ		荒鹿橋
	九頭竜川下流	日野川合流点から下流の水域	B	イ		中角橋
	日野川上流	御清水川合流点から上流の水域	A	イ		布施田橋
	日野川下流	御清水川合流点から下流の水域	B	ロ		豊橋
	竹田川上流	御迎橋から上流の水域	A	イ		清水山橋
	竹田川下流	御迎橋から下流の水域	B	ハ		明治橋(深谷)
	足羽川上流	板垣橋から上流の水域	A	ロ		清間橋
	足羽川下流	板垣橋から下流の水域	B	ハ		栄橋
	吉野瀬川上流	大虫川合流点から上流の水域	A	イ		S53. 3. 31
	吉野瀬川下流	大虫川合流点から下流の水域	C	イ	水越橋	
	兵庫川	全水域	B	イ	芝原井橋	
	磯部川	全水域	D	ロ	H9. 3. 21	高見橋
	底喰川上流	玉川橋から上流の水域	B	イ		新野中橋
	底喰川下流	玉川橋から下流の水域	D	ロ		安沢橋
	狐川	全水域	D	イ	H10. 3. 6	護国橋
	荒川上流	東今泉橋から上流の水域	A	イ	H12. 3. 31	西野橋
	荒川下流	東今泉橋から下流の水域	B	イ		狐橋
	真名川	真名川ダムえん堤から下流の水域	A	イ	H14. 3. 29	東今泉橋
	浅水川上流	穴田川合流点から上流の水域	B	イ		水門
浅水川下流	穴田川合流点から下流の水域	C	イ	土布子橋		
鞍谷川中流	相高橋から服部川合流点までの水域	D	ロ	曲木橋		
鞍谷川下流	服部川合流点から浅水川合流点ま での水域	C	イ	出作橋		
清滝川	全水域	A	イ	小富士橋		
赤根川	全水域	A	イ	浮橋		
天王川	全水域	A	イ	H16. 3. 31	新在家橋	
井 の 口 川 水 系	笙の川	※笙の川水域(深川および二夜の川 水域を除く。)	A	イ	S48. 1. 31	東大月橋
	深川	※木の芽川合流点から上流水域	B	ロ		末端
	二夜の川	※笙の川合流点から上流の水域	C	ハ		末端
	井の口川上流	※杓見橋から上流の水域	A	イ		豊橋
	井の口川下流	※杓見橋から下流の水域	C	イ		穴地藏橋
耳 川 水 系	耳川	※全水域	A	イ	H15. 3. 28	和田橋
北 川 水 系	北川上流	※新道橋から上流の水域	A	イ	S49. 3. 1	新道大橋
	北川下流	※新道橋から下流の水域	A	ロ		高塚橋
	南川	※全水域	A	イ		湯岡橋
大 聖 寺 川 水 系	大聖寺川	石川県加賀市塩屋町への12の西端と あわら市浜坂62の1の北端を結んだ 線から下流の水域(石川県の区域に 属する水域を除く。)	B	イ	S51. 4. 20	

※ : この欄中の「水域」とは、当該水域およびこれに流入する公共用水域をいう。

(2) 湖沼

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成期間	指定年月日	環境基準地点
北 潟 湖	北潟湖 甲	石川県加賀市塩屋町への12の西端と福井県あわら市浜坂62の1の北端を結んだ線から開田橋までの水域（石川県の区域に属する水域を除く。）	B	イ	S50. 12. 8	○あわら市浜坂3号41番地の北端とあわら市吉崎1丁目901番地の北端を結んだ線を中心点
			IV	ニ (暫定目標) 全窒素：0.71	S62. 10. 1	
北 潟 湖 水 系	北潟湖 乙	開田橋以南の水域	B	ハ	S50. 12. 8	○あわら市浜坂7号11番地の東端とあわら市吉崎29号12番地の西端を結んだ線を中心点 ○あわら市北潟10号9番の南端とあわら市細呂木22号9番地の西端を結んだ線を中心点 ○あわら市北潟151号38番の1の東端とあわら市北潟161号90番の北端を結んだ線を中心点 ○塩尻橋
			IV	ニ (暫定目標) 開田橋～ 日の出橋 全窒素：0.76 日の出橋 以南 全窒素：1.0 全 磷：0.056	S62. 10. 1	
三 方 五 湖 水 系	三方五湖 甲	日向湖水域 (日向水道および嵯峨隧道水域を含む。)	A	ハ	S52. 2. 15	○北緯 35° 36' 20" 東経 135° 53' 35" ○北緯 35° 36' 00" 東経 135° 53' 35"
	三方五湖 乙	久々子湖水域 (早瀬川水域を含む。)	B	イ	S52. 2. 15	○北緯 35° 36' 20" 東経 135° 54' 35" ○北緯 35° 35' 45" 東経 135° 54' 40" ○北緯 35° 35' 15" 東経 135° 53' 10"
		水月湖水域 (浦見川水域を含む。)	IV	ニ (暫定目標) 三方湖 全窒素：0.61	S62. 10. 1	○北緯 35° 34' 50" 東経 135° 53' 10" ○北緯 35° 34' 25" 東経 135° 54' 00" ○北緯 35° 33' 50" 東経 135° 52' 50" ○北緯 35° 33' 50" 東経 135° 53' 35"
		菅湖水域および三方湖水域 (堀切川水域を含む。)				

(3) 海域

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成 期間	指定年月日	環境基準地点
九 頭 竜 川 地 先 海 域	九頭竜川地先 海域 甲	福井港等の港湾管理者等を定める件（昭和28年福井県告示第258号）に規定する福井港の港湾区域のうち九頭竜川地先海域乙を除く海域	A	イ	S50. 12. 8	○北緯 36° 13' 00" 東経 136° 07' 34" ○北緯 36° 11' 08" 東経 136° 06' 16" ○北緯 36° 09' 12" 東経 136° 05' 15"
	九頭竜川地先 海域 乙	北緯36度9分24秒・東経136度6分15秒の地点、北緯36度9分45秒・東経136度5分30秒の地点、北緯36度11分45秒・東経136度7分8秒の地点、北緯36度12分8秒・東経136度6分56秒の地点、九頭竜川右岸防波堤先端および同左岸導流堤先端を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海域	B	イ		○北緯 36° 12' 08" 東経 136° 07' 17" ○北緯 36° 11' 26" 東経 136° 07' 40" ○北緯 36° 10' 49" 東経 136° 06' 28"
越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域	越前加賀海岸 地先海域	あわら市と石川県加賀市の境界線上の点A（あわら市見当山の三角点<浜>から3度20分850メートルの地点をいう。以下同じ。）から南条郡南越前町と敦賀市の境界線上の点B（北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点をいう。以下同じ。）に至る陸岸の地先海域（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定<昭和50年福井県告示第1311号>に定める九頭竜川地先海域甲および九頭竜川地先海域乙に係る海域を除き、点Aから320度の線と点Bから285度の線には含まれた海域に限る。）	A	イ	S51. 4. 20	○北緯 36° 17' 30" 東経 136° 14' 24" ○北緯 36° 15' 02" 東経 136° 09' 40" ○北緯 36° 14' 08" 東経 136° 07' 24" ○北緯 36° 08' 08" 東経 136° 04' 28" ○北緯 36° 04' 08" 東経 136° 01' 28" ○北緯 36° 02' 54" 東経 136° 00' 54" ○北緯 36° 57' 58" 東経 135° 57' 52" ○北緯 35° 49' 06" 東経 136° 04' 02" ○北緯 35° 46' 40" 東経 136° 05' 40" ○北緯 36° 07' 39" 東経 136° 02' 39" ○北緯 36° 06' 40" 東経 136° 02' 32" ○北緯 36° 05' 29" 東経 136° 01' 40"
敦 賀 湾 海 域	敦賀湾海域 甲	敦賀市立石岬と北緯35度45分43秒東経136度6分7秒の地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域（敦賀湾海域乙の海域を除く。）	A	イ	S51. 6. 15	○北緯 35° 42' 14" 東経 136° 04' 45" ○北緯 35° 41' 17" 東経 136° 04' 32" ○北緯 35° 40' 01" 東経 136° 03' 41"
			II	イ	H10. 3. 6	○北緯 35° 42' 28" 東経 136° 02' 50" ○北緯 35° 39' 29" 東経 136° 03' 01" ○北緯 35° 43' 08" 東経 136° 04' 08"
	敦賀湾海域 乙	敦賀港防波堤、同防波堤先端と北緯35度39分11秒・東経136度3分29秒の地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域（旧筧の川水域のうち港大橋から敦賀湾に至る水域を含む。）	B	イ	S51. 6. 15	○北緯 35° 39' 35" 東経 136° 03' 41"
			III	イ	H10. 3. 6	

水域の名称	水域の範囲	該当 類型	達成 期間	指定年月日	環境基準地点
若狭湾東部海域	正面崎の府県境の北端の地点、同地点から24度1.2kmの点、舞鶴市毛島の北端から84度1.5kmの点、同点から0度の線と南条郡南越前町と敦賀市の境界線上の地点A（北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点をいう。以下同じ。）から285度の線との交点および地点Aを順次結ぶ線ならびに陸岸により囲まれた海域（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定<昭和51年福井県告示第567号>に定める敦賀湾海域甲および敦賀湾海域乙に係る海域ならびに水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成10年福井県告示第163号）に定める世久見湾海域、矢代湾海域、小浜湾海域および内浦湾海域に係る海域を除く。）	A	イ	S52. 3. 31	○北緯 35° 46' 13" 東経 136° 01' 20"
					○北緯 35° 36' 56" 東経 135° 55' 35"
					○北緯 35° 37' 25" 東経 135° 53' 22"
					○北緯 35° 35' 55" 東経 135° 49' 00"
					○北緯 35° 29' 50" 東経 135° 34' 03"
小浜湾海域	小浜市松ヶ崎と大飯郡大飯町鋸崎とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S49. 3. 1	○北緯 35° 32' 10" 東経 135° 40' 50"
				S52. 3. 31	○北緯 35° 29' 32" 東経 135° 39' 00" ○北緯 35° 31' 29" 東経 135° 44' 44"
世久見湾海域	小浜市獅子ヶ崎と同地点から34度の方向に引いた直線が最初に陸岸と交わる地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S52. 3. 31	○北緯 35° 34' 55" 東経 135° 50' 25"
				H10. 3. 6	
矢代湾海域	小浜市黒崎と同市小鰯ノ鼻とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S52. 3. 31	○北緯 35° 32' 45" 東経 135° 48' 20"
				H10. 3. 6	
内浦湾海域	大飯郡高浜町押回鼻と同町正面崎とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S52. 3. 3	○北緯 35° 31' 54" 東経 135° 29' 50"
				H10. 3. 6	

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。